

平成27年度大口町国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）に基づき、大口町国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図り、地域の特性を踏まえた保健事業を実施することを目的とする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査等事業の推進

生活習慣病の早期発見と予防を図るため、内蔵脂肪型肥満に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。また、被保険者の状況に応じた受診環境及び指導体制の整備に努める。

(2) 疾病予防事業の推進

生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び治療のため、被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的として人間ドック及び脳ドックを実施し、検査に要する費用の一部を助成する。

健康、医療等に関する相談を24時間受け付ける電話の窓口を開設する。

レセプト、健診情報等のデータ分析に基づく「保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定する。

(3) 医療費適正化に関する普及啓発事業の推進

被保険者の医療費の適正化を図るため、各種の普及啓発事業を実施する。

(4) 関係機関等との連携

関係機関、団体及び庁内関係部署と連携し、保健事業を円滑に実施する。

3 事業計画

(1) 特定健康診査等事業

ア 特定健康診査

① 個別健康診査

- ・対象者 40歳以上の被保険者
- ・受診方法 健康診査記録票が送付された後、対象者が直接、指定医療機関に予約し、受診する。
- ・実施期間 平成27年7月1日（水）～10月31日（土）
- ・実施場所 大口町及び扶桑町内の指定医療機関
- ・自己負担 1,000円

- ・案内方法 対象者へ健康診査記録票を郵送（健康に関するリーフレットを同封）、広報6月号及びホームページへの掲載
- ② 集団健康診査
- ・対象者 40歳以上の被保険者で、個別健康診査の未受診者
 - ・受付期間 平成27年12月上旬から平成28年1月上旬までに電話（年末年始の土、日曜日及び休日を除く。）又はEメールにより予約する。
 - ・定員 先着50人（定員になり次第、受付終了）
 - ・実施日 平成28年1月16日（土）午前中（予定）
 - ・実施場所 大口町健康文化センター
 - ・自己負担 1,000円
 - ・案内方法 個別健康診査未受診者へ勧奨案内を郵送、広報12月号及びホームページへの掲載

イ 特定保健指導

- ・対象者 特定健康診査受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援の該当者
- ・実施期間 平成27年4月～平成28年3月（4グループに分けて実施。随時、個別対応も実施）
- ・実施場所 大口町健康文化センター
- ・案内方法 対象者へ案内文（健康に関するリーフレットを同封）を郵送

ウ 受診勧奨及び重症化予防

- ・特定健康診査の経年受診者で平成27年度未受診の者に対し、案内文を郵送することにより、特定健康診査の受診を勧奨する。
- ・重症化予防対策として、特定健康診査の項目（血圧、血糖値）のうち、受診が必要な数値以上の者に対し、電話相談や家庭訪問を実施し、生活習慣の改善を支援する。
- ・重症化予防対策の検討及び実施に当たっては、引き続き、健康生きがい課と連携して進める。

（2）疾病予防事業

ア 人間ドック及び脳ドック

- ・対象者 平成27年4月1日現在30歳以上75歳未満で、1年以上（平成26年4月2日以前から引き続き）加入している被保険者、かつ、平成27年3月31日現在、国民健康保険税を完納している世帯に属する被保険者（一世帯につき2人まで）。
- ・受付期間 平成27年4月1日（水）～10日（金）
- ・定員 人間ドックのみ 200人程度

- 脳ドック併用 100人程度
＊予算枠を超える応募があった場合は、抽選により決定。
- ・実施期間 平成27年5月中旬～6月末日（予定）
 - ・実施場所 指定医療機関
 - ・自己負担 人間ドックのみ 9,000円
脳ドック併用 24,000円
＊自己負担額は、年齢又は所得に関わらず一律。一部の指定医療機関で、自己負担額が異なる。
 - ・案内方法 広報4月号及びホームページへの掲載
 - ・追加検診 子宮がん及び乳がんの検診は、人間ドックと併せて申込み可。
＊指定医療機関により、検査日や費用が異なる。

イ 電話健康相談

夜間や休日等、一般診療時間外に軽症患者が救急外来を受診することを抑制するため、24時間対応の電話による健康相談を実施する。また、電話相談事業を周知するためのシール及びチラシを作成し、加入している全世帯に配布する。

ウ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定

平成26年3月、愛知県国民健康保険団体連合会により、「国保データベース（KDB）システム」及び「愛知県独自医療費分析支援システム（A I C u b e）」の提供が開始され、各種データによる疾病予防や健康づくりに関する現状把握、課題の抽出が可能となっている。

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、健康生きがい課と連携して各種データを分析し、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定する。

（3）医療費適正化に関する普及啓発事業

ア 優良表彰家庭の表彰

前年度1年間、一度も医療機関にかかるおらず、かつ、国民健康保険税の滞納のない世帯に対し、記念品を贈呈する。

イ エイズに関する広報及び啓発

エイズに関する知識の周知を図るため、6月の国民健康保険税決定通知の際にパンフレットを同封する。

ウ 医療費の通知

2か月分の受診状況を年6回、国民健康保険で診療を受けた医療費の額等を通知し、被保険者に受診実態を確認してもらうことにより、適切な受診を促す。

エ 健康相談

11月に開催する健康まつりの会場に「健康チェック」のコーナーを設け、

体組成計等を用いて来場者の健康状態を測定し、測定結果をもとに健康相談を実施する。

オ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進

医療機関の受診時に提示するカード及びパンフレットを、7月の被保険者証の更新の際に同封し、また、新規加入者に配布する。

後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の通知（差額通知）を実施する（平成26年度から）。

カ その他

地域・職域連携事業（尾張北部医療圏地域・職域連携推進協議会）の一環として、大口町商工会が実施する健康診断の会場において、体組成計等による測定を通じ、健康意識の向上のための啓発を行う。

町内の団体等の要請に応じ、国民健康保険制度や医療費適正化、疾病予防等に関する講座（出前講座）を実施する。

(4) 関係機関等との連携

ア 関係機関

尾北医師会、尾北歯科医師会、尾北薬剤師会、各医療機関等の関係機関を始め、庁内関係部署と連携し、各事業を円滑に実施する。

イ 健康福祉部

生活習慣の改善や介護予防への意識啓発により「元気づくり」意識を高めるため、健康福祉部各課で連携、実施している医療費と介護サービス費抑制のための取組を継続し、体力測定事業を実施する。